

公開講演会

「アメリカの公教育と宗教 -
「戦場」を「共通の基盤」に変えるために - 」

日 時 / 2004年1月17日(土) 午後2時30分-4時30分
会 場 / 同志社女子大学 今出川キャンパス 静和館(4階)ホール
講 師 / マルシア・ビューチャンプ(アメリカ宗教学会「公立学校における宗教」研究部会 座長)
コメント / 森 孝一 (同志社大学神学研究科教授)
司 会 / 越後屋 朗(同志社大学神学研究科教授)

講演の概要

本講演会は、公教育における宗教についての日米比較の手がかりを探る目的で開催された。本講演会また、同志社大学神学部で2001年度から会を重ねている、宗教教育に関する一連の公開講演会の一環でもあり、神学部とCISMORの共催で行った。

アメリカの公立学校は、価値観を巡る「文化戦争」の「戦場」となっている。宗教的価値観を持った父母と、世俗的価値観を持った父母の対立の戦場である。日本とは対照的に、アメリカは公立学校を非宗教的な場とするのではなく、無宗教を含めて、それぞれの宗教的立場を尊重するための「共通の基盤」を求めているのである。

講師のマルシア・ビューチャンプ氏は、「憲法修正第1条センター」平和フォーラムのコーディネーターも務めており、公教育における政教分離と信教の自由の課題に取り組み、国内の教育者のためのワークショップを数多く主催している。

スケジュール

2:30 ~ 2:35 挨拶
2:35 ~ 3:35 マルシア・ビューチャンプ
「アメリカの公教育と宗教 -
「戦場」を「共通の基盤」に変えるために - 」
3:35 ~ 3:45 休憩
3:45 ~ 4:00 コメント 森 孝一
4:00 ~ 4:30 質疑応答



「アメリカの公教育と宗教 - 「戦場」を 「共通の基盤」に変えるために - 」

アメリカ宗教学会「公立学校における宗教」研究部会 座長

マルシア・ビューチャンプ

Marcia Beauchamp



アメリカは混乱している。「憲法修正第1条センター」の法定代理人である私の友人オリバー・トマスは、それは「素晴らしい混乱」だと言う。多くの他国出身の人々は言論の自由、出版報道の自由、集会の自由についての憲法上の保護と結びついたアメリカの人々の多様性に目を見張り、どうしてそのような相違が紛争へと変化しないのか、永続的な不調和とならないのかと怪訝に思う。トマスはそのシステムが稼働している証拠は、アメリカに毎年移民してくる多くの人々の数だけあると主張する。

しかしながら、このような自由をどこまで広げられるのか、限界を設ける線はどこなのか、またこのような個々人の多様な集団から国家を統合するという日常の役割の中で、どのように民主主義の法則を適用できるのか、という戦いに私たちは直面している。中絶、同性愛、および公的領域での生活における宗教の役割等、論争の的になっている問題は、様々な暴力行為を呼び起こし、深刻な問題となってきた。建国父祖(独立宣言に署名したアメリカ革命のリーダーたち)の一人であるジョージ・メイソンは、「自由な政府も自由の享受も、基本原則への頻繁な回帰によってのみ維持される」と述べている。(1)言いかえれば、アメリカ人のそれぞれの世代は、私たちの憲法の中に述べられた基本原則に回顧すべきであり、今日、私たちが直面している問題が何を意味するのか問いかけるべきである。

我が国家のモットーの1つはe pluribus unum、つまり「多から一が生じる」である。そのモットーを現実のものとするための課題が、アメリカにおいて、

しばしば、そしておそらくもっとも重要なかたちで、公立学校において、日々生じている。

アメリカの公教育は、アメリカの若者達が、自分と大きく異なる他者と暮らす方法を共に学ぶ、最上の機関の一つである。そこは私たちが慎重に保持してきた公共の価値を伝える場所である。そして、公立学校の教室はそのもっとも良い場所であり、「自由における私たちの試みを確認する」(2)という民主主義の原則を実践できる研究所である。したがって、私たちの学校は、私たちの憲法および権利章典の基礎にある価値をモデル化することが必要である。それをきわめてうまく行う学校もあり、また、その探求に長い道のりを要する学校もある。

宗教と宗教の自由は、私たちの学校で互いに配慮し合う共同体を構築する上での基本的な考えである。権利章典によって、宗教の表現が保護されている限り、そのためのある種の空間が、公立学校において作られるべきである。同時に、私たちの憲法は個人の信仰に対して、促進あるいは誹謗といった政府の介入を禁止する。アメリカの公立学校が宗教的に多元的であるという状況において、これらすべてが意味するものが、この講演の主題である。しかし、アメリカの公立学校における宗教の役割に関して話を進めるにあたって、アメリカ革命時代の基本的な文献が提供する、公的・法的枠組理解から始めなければならない。最も基本的なものとして、私たちに関係してくるであろう3つの基本原則は、権利、責任、そして尊敬である。

権利

権利章典を含むアメリカの憲法は、世界で最も古い成文憲法である。1789年以来15回書き直された、フランス憲法と異なり、アメリカの憲法は修正されたが、書き直されることはなかった。なぜアメリカ憲法は頑強なのだろうか。なぜ、他の憲法が有効でなくなった後も、持続したのだろうか。おそらく、アレクシス・ド・トクヴィル(9世紀に旅行し、アメリカの試みについて研究した)は、答えを示すことができるだろう。

アメリカに目を向けよう。・・・その法の詳細ではなく、その法の原則をアメリカから借用しよう。フランス共和国の法は、多くの場合において当然であるが、アメリカを統治するそれらの法と異なるかもしれない。しかし、アメリカ憲法が基づく原則は、すべての共和国にとって不可欠である。その原則とは、すなわち、秩序の原則、勢力均衡の原則、真の自由の原則、権利に対する深いそして誠実な尊重の原則である。(3)

トクヴィルは、アメリカの憲法の基本原則がアメリカ憲法の安定性および永遠性を提供したことを理解していた。

まず始めに、建国父祖たちは、人間は各自、譲り渡すことのできない権利を持って生まれてくるという立場に立脚した。これらの権利は、憲法の表現によれば、神から与えられたものであり、いかなる場合においても、人間固有のものともみなされる。実際、それが権利の章典の第1条であるという事実が表しているように、建国父祖たちが明らかにした人間の自由の中でもっとも重要なことは、良心(内面)の自由であった。

歴史研究者であり、ヨーロッパにおける宗教的迫害を逃れてやってきた人々の知的継承者であったジェームズ・マディソンは、信教の自由の第一の起草者として現れた。マディソンは1785年、信教の自由のためのヴァージニア信教自由法を擁護して、ヴ

ァージニア州に手紙を書き、基本的権利として信教の自由の展望を明確に表現した。

すべての人の宗教は、以後あらゆる人々の確信と良心に任せられるべきである。そして、それら確信と良心が命ずるままに礼拝することは、すべての人々の権利なのである。この権利は本質的なものであり、奪うことのできないものである。人々の意見は、彼ら自身の心によって熟考された証拠のみによるので、他の人々の命令に従うことはできないからである。また、それを奪うことができないのは、人に対する権利であるものは、創造主に対する義務であるからである。創造主に大いに敬意を払い、ただ神に受け入れられると信じることはすべての人の義務である。時の順序と義務の程度の両方において、この義務は市民社会の要求に先立つ。(4)

ここで述べられた信教の自由について、多くの人がこれは危険であると思った理由を理解することは簡単である。「市民社会の要求」に取って代わる政府に保護された権利とは何か。その上、秩序はどのように保障されるのか。また正当な根拠がない、あるいは危険な信仰はどうなるのか。

憲法と権利章典の承認へと導く、公共に開かれた対話の一部として書面として配られた連邦新聞の中に書かれた多様な宗教的意見は、いずれも究極的真実であると主張しているが、もしも公共の場において、彼らの真実について自由に論争することが許されたら、一つの意見が支配するということはない、とマディソンは確信していた。政府がどれか一つの信仰を支持したり庇護したりすることなく、全ての個人が良心の命令にしたがえるよう保障するなら、宗教と礼節の両方が繁栄するだろうとマディソンたちは信じていた。

これは、ほぼ正しかったようである。アメリカはおそらく世界で最も宗教的に多様な国家である。闘争はあるものの、アメリカは今日世界中の多くの場所で



出会うような種類の宗教的暴力の支配下にはない。主として、建国父祖たちが憲法で守ってきた、まさに自由のおかげで、アメリカは、多様性の中で毎日成長している。しかし、私たちの多様性に対する挑戦も、また増幅している。そして、自由への挑戦は公立学校の中で最も劇的に明らかとなっている。明らかに、信仰に関して私たちは選択する権利を持っており、または信仰を持たないという選択をする権利をも持っているとするだけでは不十分である。これらの権利から生じる多くの要求の均衡を、私たちはいかにして達成すればいいのだろうか。

責任

私は高校で政治を教え、権利章典を学んだ時、これらの権利がいかなる種類の責任を含意しているか、よく考えてほしいと学生に言った。特に、宗教の自由に関して私はいつも同じ答えを得た。一つは、自分がそうであるように、誰でも良心の自由に対して同じ権利を持っていることを十分に理解するべきであり、たとえ非常に異なるものを信じているとしても、他人の権利を邪魔するような宗教の自由という権利を許してはならない。もちろん、その答えは正しい。なんとかして、私たちの良心が命ずるままに礼拝する権利を行使するのと同様に、私たちの隣人が異なる方法で礼拝する権利、あるいは、全く礼拝しない権利を、私たちは干渉してはならない。このことは、私たち自身を私たちと同じように考える人々を取り巻いている限り、実際のところ問題があるようには思えない。

もちろん、学校や公の場というものは、一般に同質的な場所ではない。学校、病院、職場や他の公共機関において、自分を隔離することは出来ない。私たちは、自分たちと同じように信じない人々に対して、均斉のとれた基盤の上で協力しなければならないし、またそうすべきである。実際に合衆国は、血統や血縁関係によってではなく、原理や理念によって成り立っている社会であり、宗教的な統一

見解を培えていない人々の集まりを、まとまりのある社会にしていくには、努力が不可欠なのである。

では、私たちを人間として共に結び合わせるものは何であろうか。それは私たちが「憲法修正第1条センター」において、「市民生活における金科玉条」と呼んだものである。これはとても強い責任感であって、私のクラスの生徒たちが思いつく程度のものではない。この責任感、次のような理解に最もよく描き出されている。それは、「私の持つ権利とは、自分が同意できない他の人々の権利をも擁護できる範囲においてのみ確保されうる」というものである。このことは、容易な要求ではない。だが、宗教の自由というアメリカの実験が支持されていくためには、この要求は不可欠なものなのである。

思い起こして見てほしい。この理念を実現することができなかった一つの痛ましい例として、ナチス・ドイツがある。ナチス・ドイツ下におけるローマ・カトリック教会の聖職者であったマーティン・ニーメラーは、次のような詩を通して、こういった類の責任感が文化の中でしっかりと推奨されない時、どんなことが起こるのかを描いた。

彼らはまず、共産主義者たちに襲いかかった

でも、わたしは共産主義者では無かった

だから、わたしは何もしなかった。

次に彼らは、社会民主主義者たちに襲いかかった

でも、わたしは社会民主主義者ではなかった

だから、わたしは何もしなかった。

そして彼らは更に、労働組合の人々に襲いかかった

でも、わたしは労働組合の活動家でもなかった。

俄然彼らはユダヤ人たちに襲いかかった

でも、わたしはユダヤ人でも無かった

結局わたしは何もしなかった。

そして彼らが、わたしに襲いかかってきた時、

わたしを守ってくれる人は、

もう誰も残ってはいなかった。

尊敬

もう一つ建国父祖たちが知っていたことは、今までに論及してきたことだけでなく、その論及の「方法」が極めて重要だということであった。アメリカ革命時代の私的な書簡集や公文書の大半から分かることは、建国父祖たちが礼節ということにどれ程心を砕き、これが民主主義社会を平和に機能するために、どれ程重要なものであるかということに気付いていたということである。彼らが抱いていた強固な社会像とは、市民自らの関心を自由に世間に向けて発表でき、自分たちの意見を酷評されることなく、自由に発言し、市民の議論が基本的な法則に従って分かち合えるというものである。

恐らく、これら三原則に関する最適で明瞭な発言は、最近の文章のなかにある。1995年、「憲法修正第1条センター」によって召集された「宗教と教育機構の研究部会」が、約10年に及ぶ共同作業の結果、宗教上の休日と教育課程における宗教の役割に関して共通理解をまとめ、『宗教的自由、公教育とアメリカ民主主義の将来 諸原則について』として発表した。(5)

この研究部会によると、この文書の目的は、特に公立学校における公共政策を推進する枠組みとして、「憲法修正第1条において信教の自由の条項で導き出される諸原則に対して、互いに責任を負うこと」を、再確認することである。これはもう何年にも渡って、様々な後援組織が拡大してきているし、多くの学校行政区において、政策を発展させたり、軋轢を解決していく出発点となって来た。後援している団体は、幅広く哲学的、宗教的見地を代表しており、「アメリカン・ウェイのための人々」や「キリスト者連合」、さらに「イスラーム教育協議会」や「アメリカ・ヘブライ統一集会」などが含まれている。

文書の第四番目の原則には、私がここで素描してきた市民の持つ体制を厳密に遂行するならば、公立学校はどのような姿になるのかを述べている。

公立学校は宗教を熱心に教え込んでも、また逆に禁じてもいけない。学校とは、宗教や宗教的確信というものが、公正に、且つ尊敬されて扱われる場でなければならない。公立学校は憲法修正第1条を支持し、それはあらゆる信仰を持つ、あるいは持たない生徒たちが、宗教的自由の権利を保有することを擁護する。学校は、教育課程の中に、完全な教育を施すのに重要な一部を占めるものとして、宗教に「関する」学習を含み、その公正さを明確に打ち出すのである。(6)

これら三つの原則、すなわち権利、責任、尊敬は、市民生活の枠組みを哲学的に支えており、これは憲法修正第1条の「信教の自由」条項の中では暗黙の了解である。だが、トクヴィルが指摘したように、合衆国において民主主義とは、理論と実践、哲学と法の組み合わせである。この民主主義は、人が何を信じるのかということと、学校のような公的な機構の中で、自らの信仰をどのように実践するかということとを、実際どこで線引きするか判定して、行き過ぎを押さえて均衡を取るシステムなのである。では私たちは、司法制度に立ち戻って、信仰について法廷がどのように現状に適應して来たのかをしてみることにしよう。

法的枠組み 国教設立禁止条項

ここでは、必然的に憲法修正第1条の中にある二つの「信教の自由」条項について、極めて短い紹介をすることになる。第一の条項は、国教設立禁止条項として知られている。そこには、「議会は国教の制定を助長するような法律を作らない……」と述べられている。合衆国において、国教の制定が何を意味しているのかということについて議論が分かれているものの、学者の大半は幅広い解釈を取ることにについては賛成している。すなわち、合衆国議会は国教会を制定することはできないだけでなく、学者の大半は、政府は一つの宗教を別の宗



教よりもえこひいきしてはいけなし、あるいはまた、宗教そのものを一般に宗教を持たないことよりも、優遇してはならないとも受け止めているのである。

この何年間、合衆国の法廷(もっとも顕著なのは最高裁判所)では、政府と宗教間の適切な関係について判別するために、法的な試行錯誤を試みてきた。もっとも簡明なものとしては、その正当な関係とは、どうあってはいけなしのかを説明することから始まっている。それは宗教に対する敵対関係ではない。このことは、良心の自由を含む、誰によっても奪うことができない諸権利を承認することについて、私たちが既に議論してきたことから敷衍される。政府は、出来る限り宗教問題には立ち入らないで、この基本的な権利を擁護する。しかしながら、これが基本的権利である故に、政府は時折、宗教的なしきたりにも便宜を図らなければならない。同時に、政府は宗教を奨励してはならない。政府が歩まなければならないこのような洗練された道筋は、「中立性」として知られている。もちろん厳密には、中立性が実際に何を意味しているのかについて、法廷でも、その場その場の判断で行われている。

公立学校の場合、政府が確立した用語で言う中立性は、学校が12月(クリスマスの時期)に提供する時間割や、学校の予定表が年間を通じて、キリスト教以外の信仰の伝統について生徒たちに教える内容をバランスよく持っているかどうかにも、大いに関わっている。近年激しい議論が湧き起こった問題は、卒業式のような学校行事において、大勢が集まっている前で生徒が祈ることは、政教分離の原則に違反するのかどうかということである。

一般的に、法廷は学校について、他の公的な機構よりずっと高い水準で判断している。というのも、公立学校において子どもたちは、法律によって学校に出席することを義務づけられた「とらわれの聴衆」であるからだ。また、未成年の子どもたちは、18歳であっても、法廷によって「未熟で感受

性の強い」存在だと見なされている。言い換えるならば、彼らは大人たちに比べて、教師たちや他の権威ある存在によってずっと影響を受けやすいのである。このような二つの要因から、子どもたちの良心を守るために、また、その子どもたちを直接育てている親たちの権利にそむかないように注意深く行動するように、学校にはより高度な責務が課されているのである。

ここでもう一つ重要なことは、宗教「について」学問的に且つ中立的な道筋で教える、という偉大な挑戦である。この問題については、さらに後のディスカッションで取り上げたい。私たちが宗教の相違についてどのように教えるのかということは、今日、アメリカの公立学校が直面している最大の挑戦なのである。

宗教活動の自由条項

第2の信教の自由についての条項は、宗教活動の自由条項である。それは、「国会は、(宗教の)自由な活動を禁止する—いかなる法も作ってはならない」というものである。

ここにおける政府の中立性は、信仰に対する政府の不干渉だけでなく、個人の信仰の実践の権利を守ることを提言する。

政府の中立性という興味深い、今日的な対立例は、米国とフランスの公立学校システムにおける宗教的服装とシンボルの表現の違いにみることができる。フランスの学校では、大きな十字架やヤムルカ(ユダヤ教で男性がかぶる小さな帽子)と同じく、ヒジャーブ(イスラームの女性のベール)を禁止する動きが高まりつつある。12月21日付けのニューヨーク・タイムスによれば、フランス人の政教分離(レイシテ)の理解は、「公的な場においては、宗教を中立化すること」である⁷⁾という。これは、米国における中立の考えと対照的である。米国では、宗教的な事象に関して政府権力の影響を中立化すること、とされており、公的な場から宗教を排除すると

ということではない。結果的に、宗教的な理由のために頭部を覆うものは、ヤムルカもヒジャーブも含め、公立学校の生徒たちの妥当な服装として保障される。ここにおける中立性の目的とは多元的社会において、生徒たちに民主主義の実施(他者の権利を尊重する)の機会を与えることである。

この方向性が、米国のそれほど多元的でない地域で挑戦されていることも事実である。最近では、2003年の秋にオクラホマのマスコギーの学校において、ヒジャーブをかぶって登校した女子学生が退学させられるという事件が起こった。学校側は、女子学生のスカーフは、学校の服装規定である頭を覆ういかなるものも禁止する(これは、頭に色の付いたスカーフによって自分たちを識別している者たちによる、路上での暴力行為の増加に対抗するために定められた)ということに反している、と述べている。法律上の指導を求めた後に、学校側当局はナフサラ・ハーンに復学を許可した。米国中部の多くのコミュニティでは、私たちの多元性に対して、新たに複雑な挑戦を生んでいる。これらは、私たち全てにとって、民主主義における学習の時なのである。

公立学校の100年そしてその後

19世紀にアメリカにおいて最初の公立学校が設立された時、広範な社会を反映して、プロテスタントの指導権が想定されていた。学生たちは、欽定訳聖書を読み、暗記するよう教えられた。学校はプロテスタント版「主の祈り」によって始まった。最初の大量のカトリック系移民の流入とともに、多様性と宗教的多元性が、公立学校に混乱をもたらした。それは部分的には、法王による欽定訳聖書への非好意的な言及が前提にあるのだが、カトリックの親たちは、彼らの子供たちがドウエイ(Douay)版聖書またはカトリック版の聖書の使用を許可するよう請願したからであった。彼らの請願は拒否された。そこでいわゆる「聖書戦争」がフィラデルフィアやシ

ンシナティといった都市で起こった。暴力行為が突発し、修道院が燃きうちされた。結果として、米国は、堅固に組織化されたローマ・カトリックの「教区的」、または私立の学校機関を持つようになった。

この長期におよぶ、学校における不当な宗教の刷り込み教育の時代は、学校とより広範な文化が世俗化された20世紀半ばまで続いた。科学、都市化、そして現代化の権威の増大を含む多くの要因がこの変化の原因となった。

1960年代の半ばまでに、最高裁が審理した有名な2つの訴訟において、教師の指導による信仰的な聖書学習や祈禱が違憲であるという判断が下され、学校は一般的にこのような実践は行われなくなった。(8)しかしながら最高裁の判断と、その判断が誤って解釈され誤解されたことが、公立学校が宗教に関するいかなる言及をも恐れる結果となった。宗教に関する学校環境浄化の時代の幕開けであった。

1980年代まで、つまりアメリカが、モラル・マジョリティ(道徳的多数派)やキリスト教連合といったグループを通じて保守派クリスチャンの中に、政治的行動主義の台頭を経験した時代、敬虔な人々は彼らの税金で運営されている公立学校が、もはや彼らを歓迎せず、また多くの場合、公立学校が彼らの価値観に反感を持っていると感じていた。そして、キリスト者たちは子供を公立学校に通うのをやめさせ、キリスト教の私立学校を設立する運動が始まった。教育に対する税金を納めている父母に対して、私立学校教育のために使うことのできるバウチャー(金券)を与えることをめぐる論争が起こってきた。「文化戦争」が荒れ狂い、公立学校は戦場と化した。

このような状況から、政治・宗教・教育の枠を越えて、考えを同じくする人々が連合を作るため、また法律に関する誤解を正すために集まり、この潜在的に危険な法律上の地雷原を安全に乗り越えるために、教師と学校管理者を助けた。

過去15年から20年の間に多くの進歩が見られ



ている。クリントン大統領の在職期間中に(公立学校における宗教表現についての)指針が、国内のすべての学校に送付された。(9)「憲法修正第1条センター」と、他の同様の機関が、宗教教育や学校における宗教祭日の役割の問題に関して明言されている「共通の基盤」に基づいて、全国の教師と学校管理者を啓発するために取り組んでいる。

では、すべての問題は解決されたのであろうか。もちろん、そうではない。私が住んでいる北カリフォルニアでは、長年にわたり、宗教の多様性は明らかであった。そこでは学校が非常に多様な生徒や父母たちの要望を調整する注目すべき働きを見せている。しかし、私たちが見てきたような、多様性が依然として比較的新しい現象である場所においては、挑戦や誤解は存在する。

法の場合においても解決されていない複数の問題がある。たとえば、卒業生総代が卒業式のスピーチにおいて神に感謝し、感謝の祈りを唱えることはできるのだろうか。

学生は、少なくとも歴史の授業で世界の宗教について学ぶべきであるという大筋の一致があるが、教師養成大学では将来教師になる人の準備において、この問題の分野を(カリキュラムに)入れていない。このように微妙で重要な学習分野には非常に慎重な配慮が必要であり、それがいかに執行されるかによって、私たちの学校がより深い理解に貢献するのか、より多くの戦いを生み出すことになるのかを、ある程度決定するであろう。

最後に、21世紀に我々がどのような国家になっているかを決定するのは、大部分において公立学校である。公立学校機関の価値をおとしめようとするいくつかの試みによって明らかにされたように、私たちの違いがさらなる心理的距離と分離を生み出し、無数の異なった宗派の宗教学校を作り出すのだろうか。同性愛についての社会的論争や、どのように進化論が教えられるべきかということが、わ

が国の教育システムの基本構造をとりかえしのつかないほど破壊するのだろうか。

あるいは私たちは「多から一が生じる」という意味を解釈しなおし、すべての人々にたいする自由と正義に関与する者として、私たちの違いを強さと誇りの源として讃美する道を見出すのであろうか。

-
- (1) ジョージ・メソン『ヴァージニア権利宣言』1776年
 - (2) チャールズCヘインズ他『学校における憲法修正第1条』憲法修正第1条センター、ASCD:ナッシュビル2003年 19項。
 - (3) ド・トクヴィル『アメリカの民主主義』1948年: cvii-cviii頁。
 - (4) ジェームズ・マディソン『追悼と抗議』
<http://www.federalist.com/histdocs/mandr.htm>
 - (5) 『宗教的自由、公的な教育とアメリカ民主主義の将来諸原則について』 憲法修正第1条センター、ナッシュビル、1995年。www.fac.orgで、随時閲覧可。
 - (6) 同上。
 - (7) クリストファー・コールドウィル『ヨーロッパにおいて「世俗」は正しく解釈されない』ニューヨーク・タイムズ12/21(日), 2003:p.10.
 - (8) エンゲル v. ヴィテール, 370 U.S.421 (1962年)とアビングドン v. シェンプ, 374 U.S.203 (1963年)参照。
 - (9) 憲法修正第1条センターから出版された『公立学校における教師のための宗教の手引き』『公立学校における両親のための宗教の手引き』参照。 www.fac.orgで、随時閲覧可。